

8月30日 院内集会 環境省への質問

1、そもそも12年間ネコ駆除無しに、アマミノクロウサギは約10倍に増えている。他の希少種も世界に誇れるほど増えている。(環境省検討会より) ノネコ駆除は不必要であることは環境省自身が明証している。血税を無駄に使い、残酷で無意味なノネコ駆除の即時中止を引き続き求める。

2、現状、私たちの駆除中止要請を無視して行われているノネコ捕獲は、猫だけでなく他の動物も含め、1日1度の見回りで、水や食料が与えられない状態で、その健康及び安全を保持することが困難な場所に拘束することにより衰弱させている事実から、明らかに動物愛護法44条違反であり、動物虐待に当たる。環境大臣においては関係部署および請負業者らに対して刑事訴訟法第239条第2項を順守した対応を要請する。

また、同法を所管する環境省が、動物虐待を続けている現状は言語道断であることから捕獲の暫定的中止を要請する。

3、ノネコ駆除中止決定までの暫定的対応として、同法44条違反にならない捕獲方法に変更することを要請する。

法順守のために最低しなければならないことは、「捕獲器稼働中は捕獲器を常時監視するために捕獲器1台につき、最低1名の職員を常在させる。現状の24時間稼働の場合は24時間の常在監視を行う」ことであり、この対応ができる数の捕獲器の設置にとどめることを要請する。

4、ノネコの譲渡については、ノネコ駆除中止決定までの暫定的対応として、譲渡条件の緩和を求める。

5、動愛法を順守した捕獲を行うには1650億円が必要だが、1650億円もの費用をかけてもなおノネコ駆除が必要であることの根拠について合理的な説明を求める。

6、上記、2、3、4は上記1で要請しているノネコ捕獲中止実行までの暫定的対応として要請するもので、本要請は血税を無駄に使い、残酷で無意味なノネコ駆除の即時中止を求めるものであることを再度、申し添え、本件の早急な対応と回答を求める。